

掛川市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
その関係図面は、平成28年10月6日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月6日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	十九首本通り線	下俣字五十ノ坪219-1	十九首字十九首4-2	5.70m～ 6.80m	260.00m
2	横垂前仲田1号支線	藺ヶ谷字仲田879-6	藺ヶ谷字仲田879-7	6.00m～ 10.00m	34.74m
3	横垂前仲田2号支線	藺ヶ谷字仲田874-5	藺ヶ谷字仲田874-6	6.00m～ 10.00m	33.37m